

国民年金からのお知らせ 付加保険料を納付しませんか

国民年金の年間支給額を少しでも増やしたいと考えている方のために、「付加年金制度」を紹介します。

付加年金制度とは

国民年金では、収入に関わらず、定額の保険料を納めています。この保険料に付加保険料を上乗せして納付することにより、将来、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されます。

付加保険料を納付できるのは…

付加保険料を納付できるのは、自営業の方などの国民年金の第一号被保険者または任意加入の方です。

付加保険料の納付額は

付加保険料の額は、1カ月400円で、国民年金保険料と合わせて納付します。但し、付加保険料は納付期限（原則翌月末日）を過ぎると納付することができません。

【例】40年(480カ月)納付した場合
納めた月数と金額 480カ月×400円 =192,000円
受け取る年額 480カ月×200円(年額) =96,000円

なお、付加保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

付加年金の受給額は

付加保険料を納めた方は、付加保険料を納めた月数に200円を乗じた額が毎年受給額になります。

付加年金は、老齢基礎年金に上乗せされ支給されます。

計算すると、65歳から年金を受給する場合、これまで納めた付加保険料相当分を2年間で受け取ることになり、3年目以降も付加保険料受給額の年額は変わらず生涯受け取ることができま

ます。

なお、65歳より前に老齢基礎年金を繰上げ受給または66歳より後に繰下げ受給する場合には、付加年金も老齢基礎年金の減額率・

市・市民課
42・1805

留萌社会保険事務所
43・7211

増額率に応じて減額・増額されます。

付加保険料の納付手続きなどについて詳しくは、左記までお問い合わせください。



市・道民税からの 住宅借入金等特別税額控除

所得税の、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けている方で、税源移譲に伴う所得税の減額により所得税から控除しきれなかった金額がある場合、本人が申告することから控除されます。

対象となる方

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方で次の1または2に該当する方

2	1
住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲により控除しきれない額が大きい方	税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなくなり、控除しきれなくなった方

年末調整をされている方は、源泉徴収票の「摘要住宅借入金等特別控除可能額」に金額の記載のある方が対象です。

対象年度
平成20年度～平成28年度

申告書提出先
収入が給与のみで年末調整をされている場合
源泉徴収票を申告書に添付のうえ、平成21年1月1日現在、住民登録のある市町村の税務担当課へ提出してください。

確定申告をされる場合は、確定申告書に申告書を添付のうえ、税務署へ提出してください。



対象となる方は、控除を受けようとする年度ごとに申告が必要です。

平成21年3月16日(月)までに、住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

1 平成20年度に留萌市で申告をされた方で、平成21年1月1日に留萌市に住民票がある方には、

市・税務課より申告書を2月中旬頃に送付します。

2 平成20年中に留萌市に転入された方は、市・税務課または、留萌税務署で申告書をお渡しいたします。お問い合わせください。

市・税務課市民税係
42・1804


税務課からのお知らせ 平成20年分 確定申告

平成20年分の確定申告が始まります。

申告相談

- 留萌市役所
2月17日(火)～3月13日(金)
- 留萌税務署
2月16日(月)～3月16日(月)

市役所、税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日)は申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。



還付申告は税務署でも受け付けています。

申告に必要なもの

- 印鑑
- 源泉徴収票など所得者の所得が証明されるもの
- 国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、社会保険料などの領収書または証明書
- 生命保険料、地震保険料などの証明書
- 医療費控除を受ける方は、医療費等の領収書が必要

なりますので、あらかじめ整理してお持ちください。

なお、証明書・領収書などは平成20年中に支払ったものに限りま

還付申告の場合は、申告する本人名義の振込口座のわかるものが必要になります。

申告をしなくてもよい人


- 勤務先で年末調整をし、給与支払報告書の提出がある人
- 収入がなく、扶養親族に

なっている人など

税務署に確定申告をする人は市役所に申告をする必要がありません。

国税庁のホームページでも所得税の確定申告書を作成することができます。

詳しくは、国税庁ホームページまたは、留萌税務署へお問い合わせください。



国保税8期は3月2日が納付期限です。納付には便利な口座振替をご利用ください。

市・税務課
42・1804

留萌税務署
個人課税部門
42・0661

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>



いろいろな情報をまとめて紹介します

平成21年度 保育園 入園児を募集します

保育園の入園を募集します。次のいずれかに該当し、保護者が保育することができない家庭の乳幼児が対象となります。

- 保護者が昼間家庭外で働いている。
- 保護者が家庭内で家事以外の仕事をもっている。
- 保護者が妊娠中であるかまたは出産前後2カ月程度である。
- 保護者が病気、ケガ、心身障がいなどである。
- 保護者が同居の病人や心身に障がいがある方

の世話をしている。

- 火災、震災、風水害など災害の復旧に従事している。
- その他、に準じる事由がある。

ただし、同居の親族が保育することができる場合を除く。

■受付期間
2月2日(月)～2月13日(金)

■受付場所
市役所児童家庭課

■申し込み用紙(配布場所)
1月26日(月)から児童家庭課及び保育園で配布しています。

募集対象保育園			
保育園名	住所・電話	定員	送迎バス
留萌保育園	寿町2丁目 42・7273	90名 乳児(0歳児保育)障がい児保育	有料 1歳半～
沖見保育園	沖見町5丁目 42・7225	90名 乳児(0歳児保育)	有料 1歳半～
みどり保育園	高砂町3丁目 42・7226	120名 1歳児～	

定員などにより入園できないことがあります。

市・児童家庭課 42・1808